

表2-1 板厚測定(特定タンク用)

測定部	定点測定の箇所	細分測定Ⅰの測定箇所* <sup>1</sup> (図6)	参考図	細分測定Ⅱの測定箇所* <sup>2</sup> (図7)	
				新法タンク及び第1段階基準タンク	第2段階基準タンク、新基準特定タンク 及び旧基準特定タンク
アニュラ板 (アニュラ板の無い 場合にあっては底 板をいう。以下同 じ。)	側板内面より500mmの範囲を、おおむね100mmの 間隔で千鳥状にとった箇所及び内面腐食の発生してい る箇所* <sup>4</sup> (169号)	_____	図 1	最小厚さの90%以下となった箇所	設計板厚の90%以下となった箇所
	外面張出し部は、腐食の認められる箇所のほか、周 方向に2mピッチで張出し部の中央の箇所* <sup>5</sup>	_____			
底 板	側板内面より500mm以外の部分については、おおむ ね1m以下の等間隔で格子状にとった箇所* <sup>4</sup> (169号)	板厚の90%以下となっ た箇所* <sup>3</sup>	図 2	細分測定Ⅰの結果、最小値の箇所又は最小 厚さの80%以下となった箇所	細分測定Ⅰの結果、最小値の箇所又は設計 板厚の80%以下となった箇所
	底板をおおむね1m以下の格子状にとった箇所* <sup>4</sup> (169号)				
アースの設置箇所 及び水抜き付近	側板直近を幅600mmでタンク中心に向かって300mm の範囲をおおむね100mmの間隔でとった箇所* <sup>4</sup> (169号)	_____	図 3	最小厚さの80%以下となった箇所	設計板厚の80%以下となった箇所
側 板	最下段においては隅肉溶接側板側止端部近傍及び当 該部分から上方へ300mmまでの範囲内において、鉛直 方向100mm間隔毎に水平方向におおむね2mの間隔 でとった箇所(169号、29号)	_____	図 4	それぞれの段における最小値の箇所 (29号)	同 左
	最下段以外の段について、各段3点以上の箇所 (29号)	_____			
	腐食の認められる箇所(169号)	_____			
屋 根 板	屋根板(全て)	一枚あたり3点以上の箇所	図 5①	_____	
	浮き屋根および浮き蓋 のボンツーン* <sup>6</sup>	平成17年12月19日付消防危第295号による測定 方法	図 5②	_____	

- 注) ※1 細分測定Ⅰとは、相隣接する定点までをおおむね200mmの等間隔でとった箇所を測定することをいう。  
 ※2 細分測定Ⅱとは、測定箇所を中心に半径300mmの範囲について、おおむね30mmの間隔でとった箇所を測定することをいう。  
 ※3 板厚とは、新法タンクにあっては最小厚さ(告示4条の17に規定する最小厚さをいう)、旧法タンクにあっては設計板厚をいう。  
 ※4 当該定点測定については、底板の材質、貯蔵危険物及び過去の開放点検結果を考慮して、昭和52年消防危第56号通達に基づき実施することができる。ただし、この場合は、屋外タンク貯蔵所内部開放点検計画書(堺規則第6条)の提出時等の機会をとらえ消防局若しくは消防署と協議すること。  
 ※5 新法タンク及び第1段階基準タンクのみ。  
 ※6 告示第4条の21の3に定めるもの(シングルデッキで容量20,000kl以上及び容量20,000kl未満であってHcが2.0m以上となるもの)のみ(本板厚は浮き屋根および浮き蓋の構造計算に使用する)。